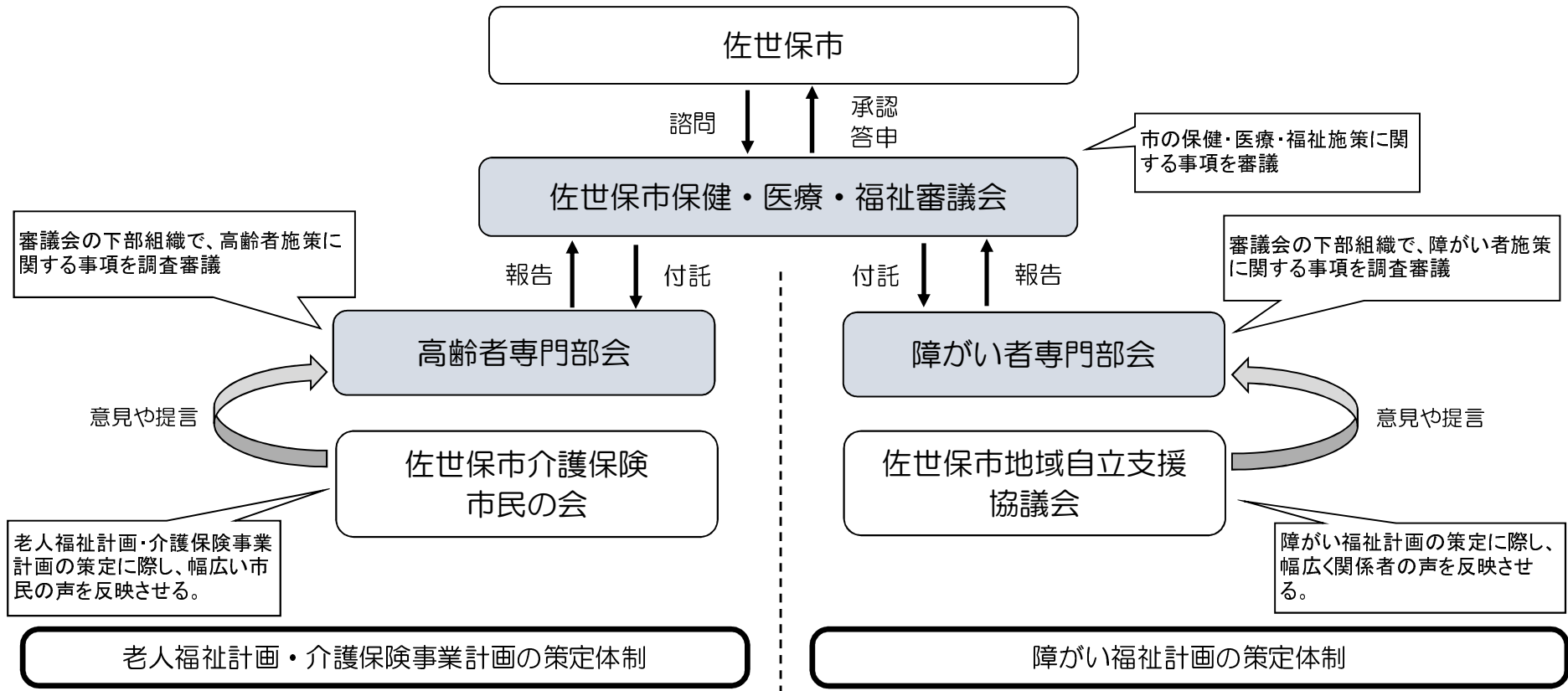


■ 「老人福祉計画・介護保険事業計画」及び「障がい福祉計画」策定体制

平成26年度 第2回佐世保市保健・医療・福祉審議会	保-1 (当日)
平成27年2月2日(月)	



保健・医療・福祉審議会(親会)は、保健・医療・福祉に関する重要事項を審議することとなっており、現在のところ、法定策定義務があり、かつ法律上の意見聴取義務のある計画について、審議会の審議に付すこととしている。

審議の手順として、まず、策定すべき計画の概要(計画の位置付け、計画期間、今回の策定にあたってポイントとなること)を説明し、これに対し、審議会は計画策定にあたって留意すべき点や、関係者の意向を踏まえた要望などを、計画策定担当課に助言する。前回の審議会で、これについての諮問を行った。

また、計画審議に専門性が要求されることや作業ボリュームが大きいこと、作業期間が長いこと等を踏まえ、審議会設置条例第6条に基づき、会長が特別の事項を調査審議するための専門部会を設置した。

■「老人福祉計画・介護保険事業計画」及び「障がい福祉計画」策定スケジュール

年	月	保健・医療・福祉審議会	老人福祉計画・介護保険事業計画	障がい福祉計画
平成26年	6月	●第1回開催（6月3日）		
	7月		◆第1回高齢者専門部会（7月31日）	■第1回障がい者専門部会（7月31日）
	8月			
	9月			
	10月			
	11月		◆第2回高齢者専門部会（11月25日）	■第2回障がい者専門部会（11月26日）
	12月			
平成27年	1月		◆第3回高齢者専門部会（1月27日）	
	2月	●第2回開催（2月2日）	◇市としての素案完成 ◇パブリックコメントの実施	□市としての素案完成 □パブリックコメントの実施
	3月		◆第4回高齢者専門部会（報告） ◇完成	□完成

専門部会による審議

修正作業

市長決裁・印刷

専門部会は、審議会に代わり「特別の事項を調査審議」するものであり、審議会からいただいたご意見を踏まえ、その専門性を活かして各法が求める適正なサービス内容、負担内容となっているかどうか、関係者の理解が得られる現実的な計画であるか、受益者が満足できる内容であるかなど、専門的な立場から調査審議を行っていただいた。

本日は、まず当該計画の審議経過を簡単に専門部会長から報告していただき、その後、計画策定担当課が各専門部会の議論を踏まえて最終調整された計画の内容を説明する。

審議に当たっては、専門部会における関係機関の専門的議論によって一定の審査・審議を終えている計画について、なお必要となる全市的、多角的観点からのご意見をいただき、審議会における最終案として整理していただきたい。